

## 平成22年度 北九州市地方独立行政法人評価委員会（第1回）

### 次 第

日 時： 平成22年4月16日（金）14：00～

場 所： 北九州市役所 5階 特別会議室A

#### 【議 題】

- 1 認証評価結果について
- 2 「第一期中期目標期間終了時における組織及び業務全般の見直し方針（案）」について

○学校教育法（抜粋）

第109条 略

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3～4 略

○学校教育法施行令（抜粋）

（認証評価の期間）

第40条 法第109条第2項（法第123条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は7年以内、法第109条第3項の政令で定める期間は5年以内とする。

○地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2～3 略

（認証評価機関の評価の活用）

第79条 評価委員会が公立大学法人について第30条第1項の評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

## 認証評価結果について

### 1 経過

平成 20 年 6 月	大学評価 WG 設置（自己評価書作成に着手）
平成 21 年 6 月末	大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）に自己評価書を提出
平成 21 年 10 月	訪問調査（3 日間）
平成 22 年 1 月末	評価結果案の提示（意見申立期間 ～2 月 25 日）
平成 22 年 3 月 29 日	評価結果の通知

### 2 評価結果

#### (1) 大学機関別認証評価

**大学評価基準を満たしている。**

\* 優れた点 19 項目、更なる向上が期待される点 1 項目、改善を要する点 2 項目

#### (2) 選択的評価事項（B：正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況）に係る評価

**目的の達成状況が非常に優れている。**（4 段階評価の最上位：S）

\* 優れた点 5 項目

### 3 評価結果の公表等

確定した評価結果は、本学に通知されるとともに、文部科学大臣に報告される。また、機構及び本学のウェブサイトへの掲載等により社会に公表される（3 月 29 日に記者発表）。

なお、北九州市地方独立行政法人評価委員会が行う第 1 期中期目標の期間（平成 17 - 22 年度）における本学の業務実績の評価においては、この認証評価の結果を踏まえることとされている（地方独立行政法人法）。

**【参考】**

選択的評価事項 B に係る評価の評価結果

**【本学の結果】**

「目的の達成状況が非常に優れている」…S 評価

**【他大学の結果（受審した全大学）】**

<国立大学>

長岡技術科学大学（H17 年度実施）	……A
豊橋技術科学大学（H17）	……A
岩手大学（H18）	……S
秋田大学（H18）	……A
山形大学（H18）	……A
愛知教育大学（H19）	……A
岡山大学（H19）	……A
室蘭工業大学（H19）	……A
福島大学（H19）	……A
千葉大学（H19）	……A
信州大学（H19）	……A
岐阜大学（H19）	……S
兵庫教育大学（H19）	……A
奈良教育大学（H21）	……A

<公立大学>

大分県立看護科学大学（H17）	……A
奈良県立医科大学（H18）	……A
大阪市立大学（H20）	……A
神奈川県立保健福祉大学（H20）	……A
群馬県立女子大学（H21）	……A

# 大学機関別認証評価及び選択的評価事項Bに係る評価 における「優れた点」「改善を要する点」等について

## 大学機関別認証評価

### 【優れた点】

#### 基準1 大学の目的

- 学長及び理事長が担当する基盤教育科目「大学論・学問論」において、大学の目的等を講義している。

#### 基準2 教育研究組織（実施体制）

- 教育目的を達成するために、基盤教育センターの設置、地域創生学群の設置、マネジメント研究科の設置など、学部、学科及び大学院の再編・新設を実現している。
- 全学共通の基盤教育を担う組織として基盤教育センターを設置し、40人の専任教員を配置して、明確な責任体制の下に充実した教育を行っている。
- 入試から就職まで一貫した教育システムの構築を全学的な教学経営の基本に位置付け、入試広報センター、基盤教育センター、キャリアセンター等の各種センターを系統的に整備している。

#### 基準3 教員及び教育支援者

- 教員組織の活動をより活性化するため、任期制、教員評価制度、報奨金制度、サバティカル制度の導入や、教授定員枠の拡大、非常勤職（語学教師）の常勤化、授業手当制度の創設など、様々な措置が講じられている。
- 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われ、評価結果を適切に活用している。

#### 基準5 教育内容及び方法

- 他学部授業科目の履修制度、インターンシップ、学部間移籍制度、編入学制度、派遣留学制度の導入のほか、補充教育やクラス別授業の実施、他大学との単位互換の実施、大学以外の教育施設等での学修の単位認定など、学生の多様なニーズ等に配慮した数多くの取組を実施している。
- 平成21年度に文部科学省の科学技術振興調整費「戦略的環境リーダー育成拠点形成」に採択された「戦略的水・資源循環リーダー育成」を活用して、JICAとの間で「JICA長期研修員受入に関する覚書」を締結し、10月に3人の学生を受け入れている。
- 平成16年度に文部科学省現代GPに採択された「地域密着型環境教育プログラムの進化と展開」において、学生の自発的・能動的な学習能力の育成に取り組んでおり、その取組を発展的に展開して文部科学省教育GPに平成20年度に採択された「地域密着型環境教育プログラムの戦略的展開－人間力育成プログラムの深化と学外・国際連携の充実化－」において、①1年次の人間力育成プログラムの充実化、②フィールドワーク型環境教育の高度化と異文化・異分野交流の促進、③社会活動支援システムの構築、の取組を実施している。
- 学研都市内の3大学院（当該大学、九州工業大学、早稲田大学）による「北九州学術研究都市連携大学院によるカーエレクトロニクス高度専門人材育成拠点の形成」が平成20年度文部科学省「戦略的学術連携支援事業」に採択され、平成21年度から連携大学院カーエレ

クトロニクスコースを開設し、技術革新を主導する技術者の育成に取り組んでいる。

- 地域創生学群では、平成 21 年度の文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「地域創生を実現する人材育成システム」を活用して、北九州市を背景にして「地域創生力」を備えた人材の育成に取り組んでいる。

#### **基準 6 教育の成果**

- 大学院における標準修業年限内学位取得率が高い。
- キャリアセンターの教育成果により、就職決定率が格段に向上し、特に国際環境工学部は、平成 19 年度の大学院進学者を除く卒業者に対する就職者の割合が 97.2%で、九州沖縄地区の大学で理系部門第 1 位となっている。

#### **基準 7 学生支援等**

- 学部 1 年次生の留学生全員に対して、3、4 年次生や博士前期課程の学生をチューターとして個別に配置し学習に関するサポート活動を行っている。
- 「早期支援システム」を設け、学生サポート委員が個別に修学・生活相談を行うことで、学生の悩みや問題を早期に発見し、支援を行っている。
- 北方キャンパスにおいて、学生支援のための多様な機能を集中させた学生プラザを設置している。

#### **基準 8 施設・設備**

- ひびきのキャンパスでは、図書館機能を有する学術情報センターや産学連携施設などが学研都市に設置された他大学との共同利用施設として効率的な運用がなされている。

#### **基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム**

- FD 特命教授を置き、FD 委員会を中心に講演会、研修会等活発な FD 活動を行い、その結果を教育の質の向上及び改善に反映させている。

#### **基準 11 管理運営**

- 学長のリーダーシップの下に、副学長等に若手教授や女性教授を積極的に登用するとともに、経営企画課を設置してスピードのある改革を実施している。

### **【更なる向上が期待される点】**

#### **基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム**

- 卒業生や就職先企業等からの組織的な意見聴取が行われているが、その取組に一層の努力が期待される。

### **【改善を要する点】**

#### **基準 4 学生の受入**

- 学士課程の 3 年次編入においては、入学定員充足率が低く、大学院課程の多くの研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

#### **基準 8 施設・設備**

- 北方キャンパスの図書館は多くの学生、教職員に利用されているが、すでに飽和状態に近く、整備拡充が必要である。

## 選択的評価事項B（正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況） に係る評価

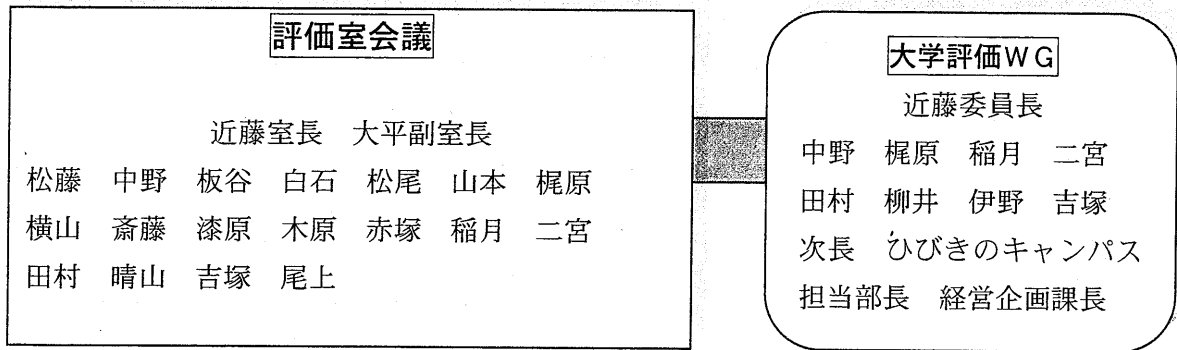
### 【優れた点】

- 地域における教育サービスを中期目標に位置付け、大学の重要な使命として積極的な取組を行っている。
- 公開講座をはじめ、地域に対するきわめて多くの教育サービス事業を実施し、多数の参加者を確保している。
- 「地域密着型環境教育プログラムの戦略的展開－人間力育成プログラムの深化と学外・国際連携の充実化－」が平成 20 年度文部科学省教育GPに選定され、環境教育に関する調査結果を分類・体系化して教材としてのDVDを作成し、市内の中学校・高等学校や環境関連施設等に配布している。
- 社会貢献事業として、NPOとの連携、一般社会人が学生とともにゼミに参加できるコミュニティ・コースなど、幅広い世代に対応した取組を展開している。
- 北九州市の地域特性を背景に、国際協力や企業への支援等で積極的に社会に貢献している。

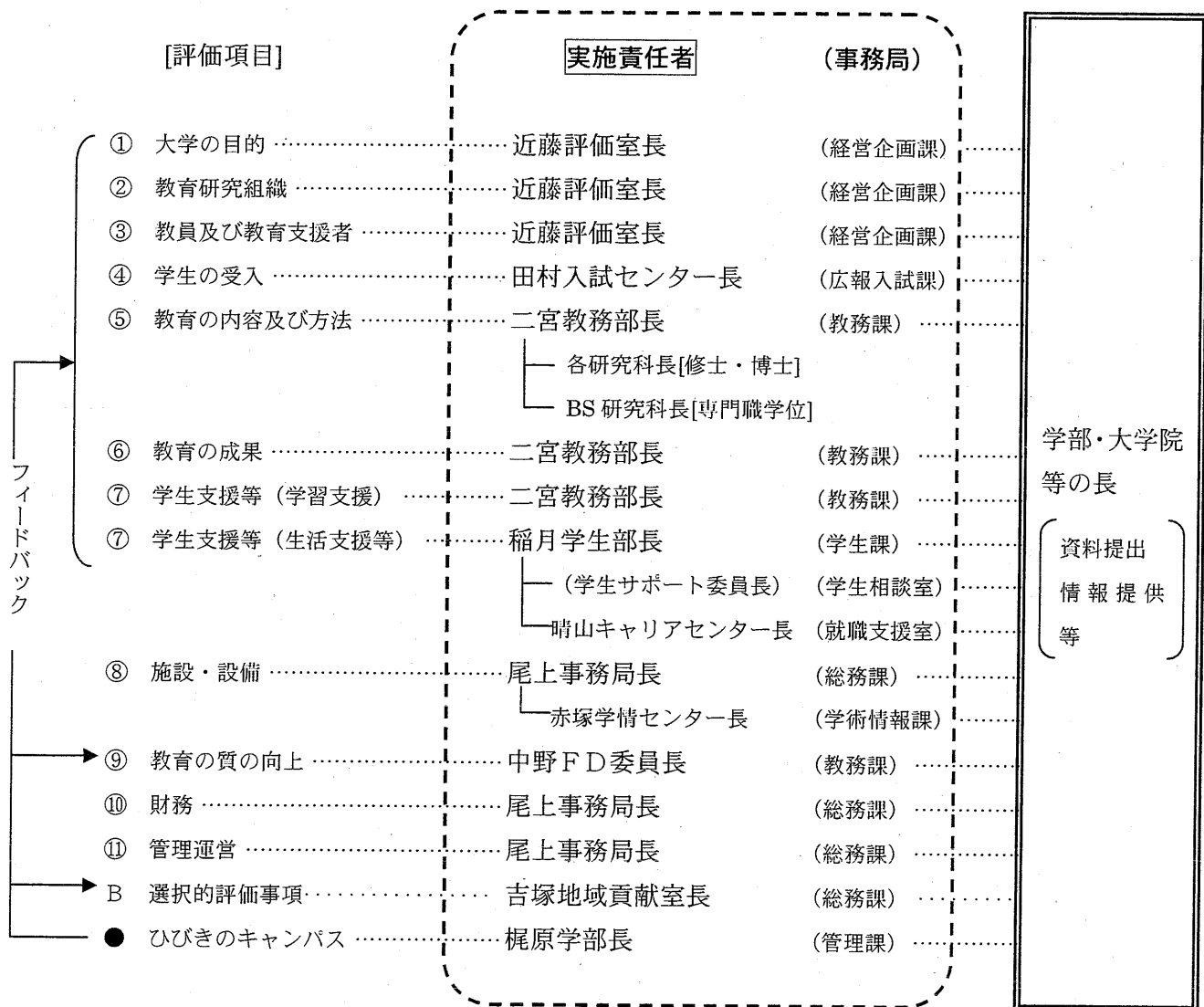




## 認証評価に係る自己点検・評価の実施体制



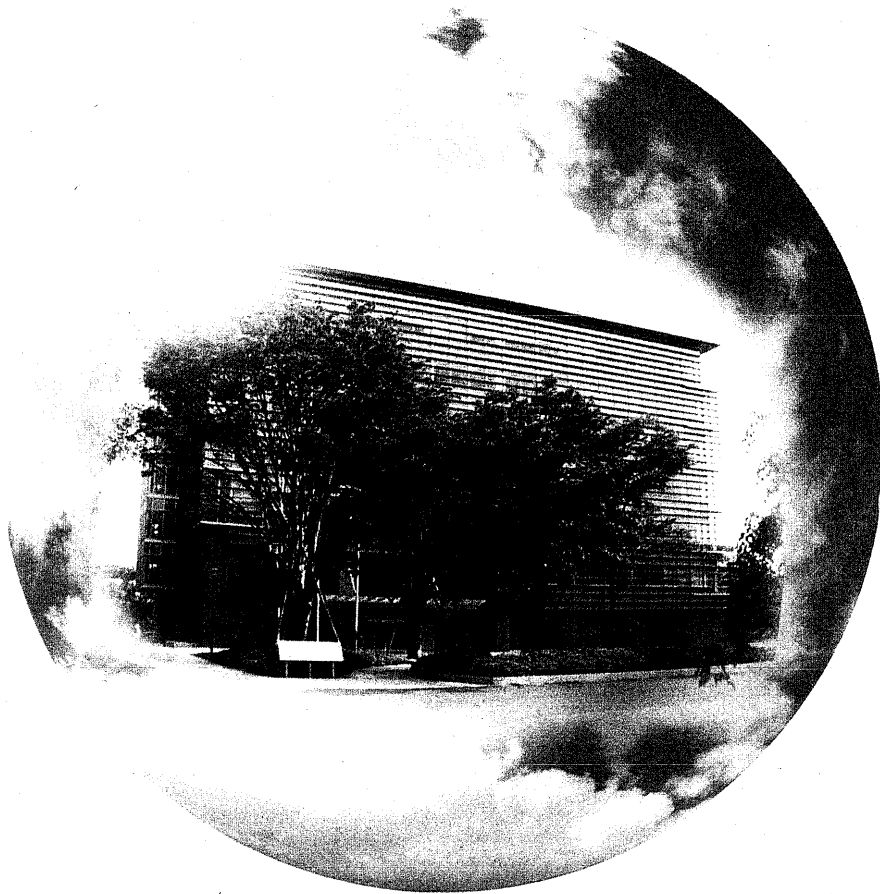
### 自己点検・評価実施責任者および作業体制



独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する

# 認 証 評 価

—大学の質を保証するために—



大学評価・学位授与機構は

- 教育を中心とした総合評価
- 国際通用力を重視する評価
- 大学の個性伸長と自己改革を促す評価
- 社会の理解を深める評価

を行うことで大学の質を保証します。

# 大学機関別認証評価

大学は、教育研究等の状況について、一定期間ごとに文部科学大臣から認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられています。（学校教育法第109条）

## 評価の目的

大学の教育研究活動等の質を保証します。

評価結果をフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てます。

大学の教育研究活動等の状況について、社会に対し説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していきます。

# 法科大学院認証評価

法科大学院を置く大学は、法科大学院の教育課程、教員組織、その他教育研究活動の状況について、一定期間ごとに文部科学大臣から認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を受けることが義務づけられています。（学校教育法第109条）

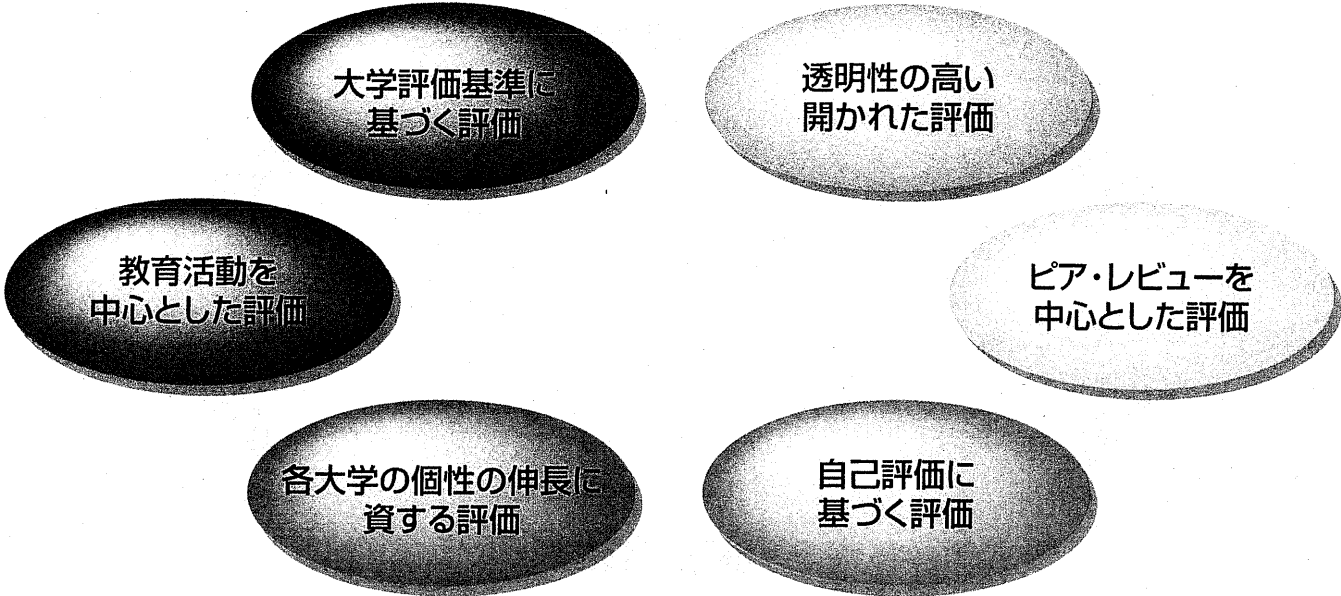
## 評価の目的

法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定を通じて、その質を保証します。

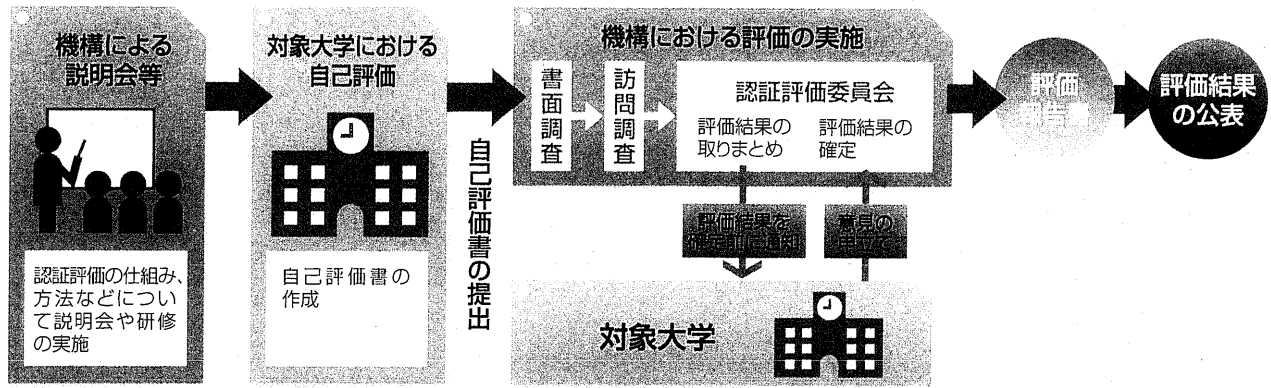
評価結果をフィードバックすることにより、各法科大学院の教育活動等の改善に役立てます。

法科大学院の教育活動等の状況について、社会に対し説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していきます。

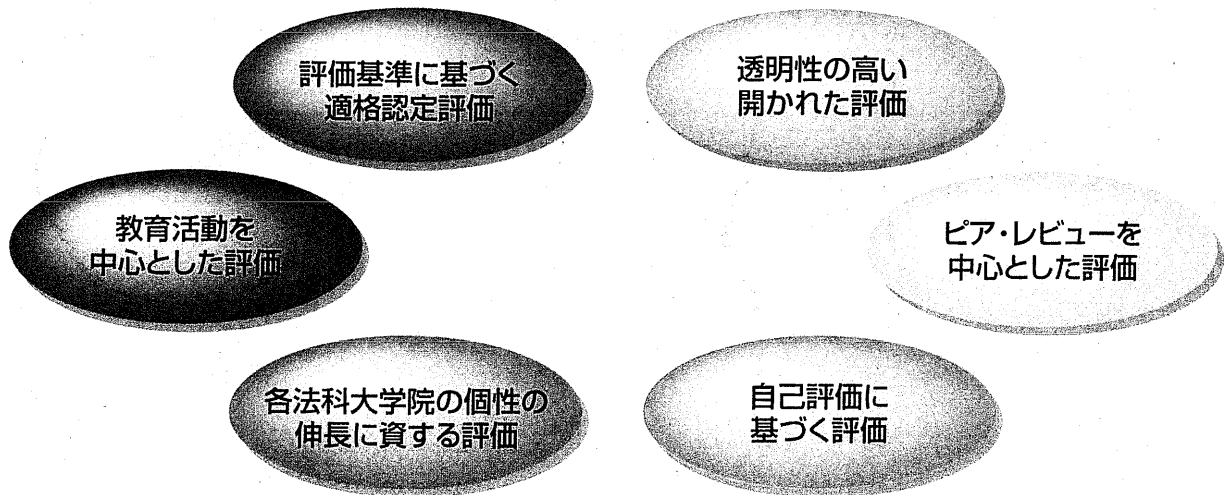
# 大学機関別認証評価の基本的な方針



## 認証評価の流れ



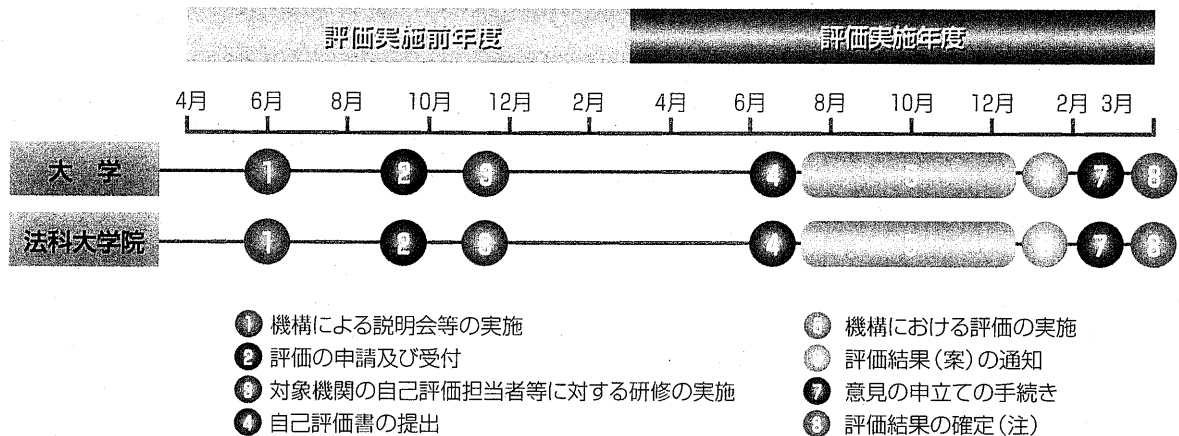
# 法科大学院認証評価の基本的な方針



## 大学評価基準の内容

- ☛ 大学の教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、11の基準で構成しています。
- ☛ 11の基準は、大学の教育研究活動等の総合的な状況を考慮し大学として満たすことが必要と考えられる内容を規定しており、全ての大学を対象としています。
- ☛ 各基準には、基準を設定した意義・背景等を説明する「趣旨」を記載するとともに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。
- ☛ 「基本的な観点」に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定することもできます。

### 認証評価スケジュール



※具体的なスケジュール等については、今後、各認証評価委員会等で検討し、公表していきます。

(注) 大学評価基準を満たしていないと判断された大学又は適格認定を受けられなかった法科大学院は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

## 法科大学院評価基準の内容

- ☛ 評価基準は、法科大学院として満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を分析するための内容を規定しています。
- ☛ 評価基準は、10の章からなり、54の基準で構成されています。基準には、基準に関する細則、説明及び例示を規定した解釈指針が付されています。

## 適格認定

- ☛ 「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第5条に基づき、評価の結果、すべての基準を満たし、評価基準に適合していると認められた場合に、適格認定が与えられます。

## 大学評価基準の構成

### 基準1 大学の目的

目的の明確性、適合性 /  
目的の大学構成員への周知、社会への公表

### 基準2 教育研究組織(実施体制)

教育研究に係る基本的な組織構成 /  
教育活動を展開する上で必要な運営体制

### 基準3 教員及び教育支援者

教員の配置 / 教員の採用及び昇格等 /  
教育の目的を達成するための基礎となる研究活動 / 教育支援者の配置、教育補助者の活用

### 基準4 学生の受入

入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の明確性、  
公表・周知 / 入学者受入方針(アドミッション・ポ  
リシー)に沿った受入 / 実入学者数と入学定員

### 基準5 教育内容及び方法

- 学士課程  
教育課程 / 授業形態、学習指導法等 /  
成績評価、単位認定、卒業認定
- 大学院課程  
教育課程 / 授業形態、学習指導法等 /  
研究指導 / 成績評価、単位認定、修了認定
- 専門職大学院課程  
教育課程 / 教育課程と当該職業分野 /

授業形態、学習指導法等 /  
成績評価、単位認定、修了認定

### 基準6 教育の成果

目的に照らした教育の成果や効果

### 基準7 学生支援等

履修指導、学習支援 / 自主的学習支援の環境、  
学生の活動に対する支援 / 学生の生活・就職等  
に関する支援等

### 基準8 施設・設備

教育研究組織・教育課程に対応した施設・設備 /  
図書等資料の系統的整備

### 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況を点検・評価し、それに基づき改善・  
向上を図る体制 / 教員、教育支援者等の資質  
向上を図るための取組

### 基準10 財務

財務基盤 / 収支計画等 / 財務監査等

### 基準11 管理運営

管理運営体制及び事務組織 / 管理運営方針  
の明確性、各構成員の責務と権限の明確性 /  
大学の活動の総合的な状況の自己点検・評価、  
結果の公表

認証評価とは別に、大学の活動等を評価するための選択的評価事項を定めており、大学の希望に応じて評価を実施します。  
【選択的評価事項A】研究活動の状況 【選択的評価事項B】正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

## 法科大学院評価基準の構成

### 第1章 教育目的

### 第2章 教育内容

### 第3章 教育方法

授業を行う学生数 / 授業の方法 /  
履修科目登録単位数の上限

### 第4章 成績評価及び修了認定

成績評価 / 修了認定及びその要件 /  
法学既修者の認定

### 第5章 教育内容等の改善措置

### 第6章 入学者選抜等

入学者受入 / 収容定員と在籍者数

### 第7章 学生の支援体制

学習支援 / 生活支援等 / 障害のある学生に対  
する支援 / 職業支援(キャリア支援)

### 第8章 教員組織

教員の資格と評価 / 専任教員の配置と構成 /  
実務経験と高度な実務能力を有する教員 /  
専任教員の担当授業科目の比率 /  
教員の教育研究環境

### 第9章 管理運営等

管理運営の独自性 / 自己点検及び評価 /  
情報の公表 / 情報の保管

### 第10章 施設、設備及び図書館等

施設の整備 / 設備及び機器の整備 /  
図書館の整備

大学評価・学位授与機構は、  
平成3年7月1日に国立学校設置法に基づく  
国の機関として学位授与機構が設置され、  
平成12年4月1日に大学評価・学位授与機構へと改組後、  
平成16年4月1日に独立行政法人として発足しました。  
本機構は、評価事業と  
学位授与事業の2つの事業を行っています。

National Institution for Academic Degrees and University Evaluation



独立行政法人 **大学評価・学位授与機構**

<http://www.niad.ac.jp/>

〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1 独立行政法人 大学評価・学位授与機構

大学機関別認証評価に関するお問い合わせは

評価第1課 042-307-1647、1648

法科大学院認証評価に関するお問い合わせは

法科大学院評価課 042-307-1631、1632